

一般社団法人 青森県養豚協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県養豚協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、本県の養豚産業の発展に資するため、本県の優位な立地特性を活かした養豚生産者の経営の安定向上、国際競争力の強化、豚の改良増殖の促進、県産豚肉の消費拡大、その他必要な事業を行い、本県養豚産業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
 - (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
 - (3) 豚疾病の予防及び蔓延防止に関する事業
 - (4) 豚肉消費の維持・拡大・食育の推進に関する事業
 - (5) 種豚の改良増殖に関する事業
 - (6) 養豚にかかわる情報の収集・提供に関する事業
 - (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
 - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した青森県内の個人又は法人の養豚生産者

- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した青森県内の農業・畜産団体
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者
 - (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、特別会員及び賛助会員は、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、総会の日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、正会員、特別会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員及び特別会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及び特別会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員及び特別会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員及び特別会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員及び特別会員の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した当該正会員及び特別会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び特別会員の半数以上であって、総正会員及び特別会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人による議決権の行使)

第18条 総会に出席しない正会員及び特別会員は、書面をもって、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権を行使することができる。

- 2 書面による議決権の行使は、理事会の定めるところにより、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日の前日までにこの法人に提出して行う。
- 3 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した正会員及び特別会員の議決権の数に算定する。
- 4 正会員及び特別会員が代理人によってその議決権を行使する場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を法人に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から総会において選定した議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐するとともに、この法人の業務を分担執行し、事務局を統括して会務処理をする。会長及び副会長が欠けたときは、業務執行に係る職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 27 条 この法人に、任意の機関として 1 名以上 3 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員又は学識経験者等の中から理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 支部及び部会

(地区支部)

第34条 この法人の円滑な活動を行うために、青森県内の主要地区に任意の支部を置くことができる。

2 支部の設置については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(部会)

第35条 この法人に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、青森県において発行する東奥日報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は布施久、副会長は分枝豊、川村高明、専務理事は山岸彌七郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。